

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和2年5月15日

三朝町長 松浦弘幸

専決第1号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項により、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を設定することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年2月14日

三朝町長 松浦弘幸

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により国民宿舎事業の業務に従事す	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u> の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職

る職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
--	--

(三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(三朝町監査委員条例の一部改正)

第3条 三朝町監査委員条例(昭和45年三朝町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。	(職員の賠償責任の決定等) 第10条 監査委員は、 <u>法第243条の2第3項</u> の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、同条第8項の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（他の条例で定めるものを除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（他の条例で定めるものを除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p>

(財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、財産区管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、財産区管理委員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。